

(平成22年9月1日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

愛媛厚生年金 事案 668

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②については、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D営業所における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月29日から同年2月1日まで
② 昭和31年5月1日から同年11月1日まで
③ 昭和32年3月18日から同年4月1日まで

昭和27年4月にA社に土木技術者として入社し、現場で現場代理人や監督として平成7年7月に退職するまで、一度も辞めることなく勤務していた。

しかし、申立期間①については、A社C支店から同社D営業所に転勤し

た際の 1 か月、申立期間③については、同社同営業所から同社本社に戻った際の 1 か月が厚生年金保険の未加入期間とされている。

また、申立期間②については、A 社 D 営業所に勤務していた時に、同社 E 出張所に転勤を命じられ、同社 F 出張所経由で同社 E 出張所に勤務し、6 か月後に同社 D 営業所に戻ったが、当該期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び同僚の証言等により、申立人は A 社に継続して勤務し（申立期間①は、昭和 31 年 2 月 1 日に A 社 C 支店から同社 D 営業所に異動、申立期間③は、32 年 4 月 1 日に同社 D 営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A 社 C 支店の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000 円、申立期間③の標準報酬月額については、同社 D 営業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び③について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、「A 社 D 営業所に勤務していた時に、同社本社から同社 E 出張所への転勤を命じられ、同社 F 出張所を経由して同社 E 出張所で 6 か月間勤務し、G 区間の道路工事に携わった。給与については、私が同社 F 出張所に報告し、同出張所から処理され、厚生年金保険料も控除されていた。」と述べているところ、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された職務経歴書（写）により、申立人が当該期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人を記憶している A 社において事務を担当していた上記同僚は、「A 社 D 営業所は、申立人が F 経由で E に短期間行ったが、他県に行くということで被保険者資格を喪失させたと考えられるものの、当時、同社 F 出張所及び同社 E 出張所は適用事業所ではなかったため、両出張所を統括していた同社 C 支店において被保険者資格を取得させる必要があった

が、同社F出張所が同社C支店に申立人の資格取得の依頼を怠ったものと考えられる。」と証言している上、申立人を記憶している別の同僚も同様に証言している。

さらに、B社本社及び同社C支店は、「申立期間②当時の資料は残っていないが、社員は、厚生年金保険に加入させていたと思う。加入手続については支店や営業所ごとに行っていたようである。転勤時の厚生年金保険の未加入期間については、事務手続の誤りがあったものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料をA社C支店により給与から控除されていたことを認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社D営業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案669

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成2年8月1日、同資格喪失日は3年1月20日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は22万円とする必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年8月1日から3年1月20日まで

A事業所に勤務した期間について、給与から社会保険料を控除されていましたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、A事業所において、平成2年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、3年1月20日に同資格を喪失したことが確認できるところ、同事業所が適用事業所に該当しなくなつた日（平成3年6月30日）の後の同年8月21日付けで、^{そきゅう}遡及して資格取得及び喪失を取り消す手続が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A事業所では営業の仕事に従事しており、同事業所を退職した後に、厚生年金保険の記録の訂正について説明を受けた覚えはない。」と述べている上、申立期間当時に社会保険関係業務を担当していた従業員は、「申立人は営業の仕事をしており、社会保険関係業務にはかかわっていない。」と証言していることから、申立人は、A事業所において、厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失について^{そきゅう}遡及して取り消された事実

を承知しておらず、当該訂正処理に關与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、^{そきゅう}遡及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る資格取得及び喪失について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成2年8月1日、同資格喪失日は3年1月20日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から22万円とすることが妥当である。

愛媛厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年3月1日）及び資格取得日（昭和49年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和47年3月から48年7月までは3万円、同年8月から49年3月までは7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月1日から49年4月1日まで

社会保険庁（当時）から郵送されたねんきん特別便により、申立期間当時に勤務していたA社における厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、A社に勤務していた期間は、継続して厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人がA社に継続して勤務していたことが、雇用保険の加入記録、申立人に係る改製原戸籍附票及び同僚の証言により確認できる。

また、申立人が記憶している複数の同僚は、「A社において、申立人と同じ仕事をしていたが、申立人の業務内容及び勤務形態が途中で変更された記憶は無い。」と証言している上、申立期間前後に厚生年金保険の加入記録がある事業主及び同僚3人（申立期間当時、厚生年金保険の空白期間があることが明確な1人を除く。）については、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続しており、前述の厚生年金保険の空白期間のある1人についても、自身は同社を一度退職し、再度入社した旨証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 47 年 2 月及び 49 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の記録から判断すると、47 年 3 月から 48 年 7 月までは 3 万円、同年 8 月から 49 年 3 月までの期間については 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 3 月から 49 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛国民年金 事案 548

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 12 月から 47 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 12 月から 47 年 11 月まで
国民年金の加入手続、保険料の納付方法等は覚えていないが、母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間について、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 45 年 8 月 10 日に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年 7 月 28 日から同年 10 月 21 日まで国民年金に加入し、同日から申立期間直前の 46 年 12 月 21 日まで厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができなかった期間である上、資格取得等の訂正及び変更が行われた形跡はうかがわせず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

愛媛国民年金 事案 549

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月から5年3月まで

ねんきん特別便が届き、社会保険事務所(当時)で確認したところ、平成3年4月から5年3月までが未納となっていた。平成3年度から学生も国民年金に加入するよう制度改正があり、父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してもらっていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人及び申立人の父親は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額等についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年7月ころに払い出され、3年4月にさかのぼって国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（平成3年4月及び同年5月）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「平成3年4月に父親が加入手続を行い、保険料を納付してもらった。家族も、加入してからすべて保険料を納付していると言っている。」と述べているところ、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者履歴状況一覧によると、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推認される平成5年7月ころに、同年4月以降の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人が加入手続の実施時期及び保険料の納付時期を誤認していた可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

愛媛厚生年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から同年11月1日まで
申立期間当時、A県B市にあったC社に就職し、同社で第二種運転免許を取得した後、タクシーの乗務員として2か月ほど勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC社に勤務していたことは、申立人が同社の勤務場所及び事業主を具体的に記憶していること、並びに第二種運転免許を同社で取得した等の供述が同社の回答と一致することから、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、C社は、「タクシーの乗務員は、第二種運転免許を取得した後、2か月ないし3か月の試用期間を経て本採用になり、本採用になった時点で、厚生年金保険に加入させていた。申立人については、人事記録等が保存されておらず、当時の状況は分からぬが、厚生年金保険に加入させていない可能性が高いと思われる。」と回答している上、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員も、「採用から3か月の試用期間があった。」と証言している。

また、申立期間当時、C社に勤務していた元従業員から申立人の厚生年金保険料の控除等に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 50 年 5 月まで

申立期間について、販売員として A 社（現在は、B 社）に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、申立人が所持する同社から交付された月度販売記録を記入した手帳及び同僚の証言により確認できる。

しかしながら、B 社は、「見習期間中に営業成績ラインをクリアした者が正販売社員となり、正販売社員になった段階で厚生年金保険に加入させていた。」と回答している上、申立期間当時、A 社において社会保険関係の事務を担当していた従業員は、「厚生年金保険等に加入するためには、販売実績の良い者でも、入社から半年や 1 年を要した。6 か月単位で販売実績を累計し、売上基準を超えた者を正社員登録した上、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をセットとして加入させていた。」と証言している。

また、申立期間当時、A 社で勤務していた従業員も、「私は、正社員になって厚生年金保険等に加入するまで 1 年半ぐらい要した。」と証言しており、同社については、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認でき、申立人についても、正販売社員となる前に退職した可能性がうかがわれる。

また、B 社は、「厚生年金資格喪失の一連台帳に申立人の記録は無い。」と回答している上、前述の従業員の証言により、健康保険及び厚生年金保険とセットで加入していたと推認できる雇用保険についても、同社における申立人の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 673

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 30 年 10 月 1 日から 32 年 5 月 2 日まで
② 昭和 32 年 7 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで

ねんきん特別便により、結婚前の申立期間当時に二つの事業所に勤務していたことを思い出し、年金事務所に年金記録の照会を行ったところ、申立期間について脱退手当金を支給された記録があることが分かった。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 35 年 9 月 1 日）の前後 5 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件（厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上）を満たす女性従業員 6 人（資格喪失後 1 年以内に次の事業所で資格取得している者 3 人を除く。）について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 人について脱退手当金の支給記録があり、このうち、3 人については、被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和 35 年 11 月 2 日に、脱退手当金の支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁判所へ回答したことを示す表示が確認でき、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険

者資格喪失日から約4か月後の35年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 62 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

社会保険庁（当時）から送付されてきたねんきん定期便により、A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、最後に A 社に出勤したのは、昭和 62 年 1 月 30 日であるが、同社との雇用契約は、同年 1 月 31 日までと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において A 社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間以前の昭和 62 年 1 月 30 日に A 社を退職していたことが、B 社から提出された申立人に係る退職通知（写）及び雇用保険の加入記録により確認できる。

また、B 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写）により、A 社が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と同じ昭和 62 年 1 月 31 日を資格喪失日とする届出を行っていたことが確認できる上、B 社は、「申立期間当時の賃金台帳等は残っていないが、月末以外の時期に退職した従業員については、退職日の入力により、退職した月の社会保険料を給与から控除しないシステムとなっていたことから、申立人についても、申立期間に係る保険料を控除していないと考えられる。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 675

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 7 年 3 月 8 日から同年 6 月 25 日まで
② 平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 12 月 31 日まで

年金の裁定請求の際、受給額が少ないとと思っていたが、その後、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 事業所から B 社 C 工場に派遣され勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立期間当時、D 市の A 事業所から B 社 C 工場に派遣され勤務していた。」と供述しているところ、申立人が A 事業所の所在地として記憶している D 市には、申立期間①当時、「A 事業所」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できないものの、申立人が記憶する同事業所の所在地と一致し、類似する E 社という名称の適用事業所があり、同社は、「申立期間当時の資料は残っていないが、少なくとも平成 7 年から 10 年ごろまで B 社に当社の従業員を派遣していた。」と回答していること、及びオンライン記録により、申立期間①当時に B 社 C 工場に勤務していたことが確認できる従業員一人は、「時期は定かでないが、申立期間①当時、E 社から派遣された従業員の中に申立人と同じ姓の人がいた。」と証言していることから、申立人が、申立期間①当時、時期は特定できないものの、E 社から B 社 C 工場に派遣されていたことが推認できる。

しかしながら、E 社は、「当社は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所であったが、派遣従業員については、勤務期間が短いことから、

厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と回答している上、オンライン記録により、申立人が、同社において厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①当時、居住するF市において、国民健康保険に加入していたことが、同市からの回答により確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社G事業所（平成8年7月にB社C工場から名称変更）の元事業主は、「G事業所は、平成10年10月1日に閉鎖されたため、申立人が、申立期間②当時、同事業所に勤務することは有り得ない。」と証言している。

また、E社は、平成7年6月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所になっていなかったことが、オンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②の一部（平成11年3月から14年1月まで）について、国民年金保険料を申請免除されていることが、オンライン記録により確認できる。

加えて、申立人は、申立期間②当時、居住するF市において、国民健康保険に加入していたことが、同市からの回答により確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 61 年 1 月 4 日から同年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便により、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A 社に採用された昭和 61 年 1 月 4 日から、将来、コンピューター部門を設置したいとする社長の考えにより、B 社に出向していたが、A 社から給与を支給され、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 社からの出向により、B 社に勤務していたことは、同僚の証言により、時期は特定できないものの推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の訂正前の資格取得日（昭和 61 年 4 月 1 日）が申立人と同じであることから、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出されたとみられる従業員一人は、「事業主から、3か月の試用期間があると言われた。」と証言しているほか、申立期間前後に、同社において資格取得した複数の従業員は、3か月又は3か月から6か月の試用期間があったと証言している。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は、死亡していることから、申立期間当時における厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

さらに、A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 61 年 7 月 22 日に資格取得時（昭和 61 年 4 月 1 日）の標準報酬月額を訂正した記録が確認できるものの、資格取得日の記録は訂正されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。